

## 第9-8表 公的年金等制度

Table 9-8: Public pension schemes

	日本	アメリカ
制度体系	2階建て（注2） 	1階建て 
対象者	全居住者（日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務付けられている） 公的年金加入者数：6733万人（2018年3月現在）	一般被用者（連邦政府職員等一部職種を除く）及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外
保険料率	厚生年金の一般被用者：18.300% （2017年4月～：労使折半） ※第1号被保険者（国民年金）は定額 （2019年4月～：月当たり1万6410円）	被用者：6.2% 事業主：6.2% 自営業者：12.4%
支給開始年齢	国民年金（老齢基礎年金）：原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせると年金額は増額 厚生年金の報酬比例部分：60歳（2013年から段階的に引上げ、男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳）	66歳（2011年～） ※ 2003～2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中。62歳から年金を受給することは可能だが、誕生日に応じて減額される。1967年生まれから満額支給が67歳になり、62歳で受給する場合は年間支給額が30%減額される
加入期間（注1）	10年以上	10年以上
国庫負担	基礎年金給付費の1/2	なし
繰り上げ（早期）支給制度	あり。国民年金（老齢基礎年金）は本人が希望すれば60～64歳で受給可能。ただし、繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額（注3）	あり。追加要件はない（年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい）（注4）
年金受給中の就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上65歳未満の者：年金額と賃金が28万円以下の場合、年金の支給停止はない。28万円を超えると、金額に応じて一部又は全額支給停止</li> <li>65歳以上の者：年金額と賃金が47万円以下の場合、年金の支給停止はない。47万円を超えると、金額に応じて一部又は全額支給停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし</li> <li>満額支給開始年齢前（繰上げ支給時）：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額</li> </ul>

注1) 最低限必要となる被保険者期間。

2) 日本の厚生年金保険は、被用者年金制度の一元化に伴い、2015年10月から共済年金に入っていた公務員、私学教職員も厚生年金に加入。

3) 厚生年金の報酬比例部分も繰り上げ可能。この場合、国民年金（老齢基礎年金）も同時に繰り上げが必要。

4) 繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額（62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額）。

	イギリス	ドイツ
制度体系	<p>2階建て／1階建て</p>	<p>1階建て</p>
対象者	国民保険への加入条件による新制度（2016年4月6日以降に支給開始年齢に達した者に適用）の場合：国家年金（1階建て）は2016年4月に導入。一定所得以上の被用者及び自営業者は強制加入，それ以外（無業者等）は任意加入	被用者及び自営業者のうち特定の職業グループ（教師、看護・介護職、芸術家、手工業者、ジャーナリスト等）は強制加入。その他の自営業者、官吏恩給制度に該当する公務員、医師・薬剤師、裁判官等の制度によって老齢時所得が保障されている者、僅少雇用のうち年間の労働日数が3か月以下若しくは合計で70労働日以下の者は加入義務免除（注5, 6, 7）
保険料率	被用者：賃金の25.8%（被用者：12.0% 事業主：13.8%） 自営業者：3ポンド／週	原則労使折半で、保険料率は、一般年金保険は18.6%、鉱業年金保険については24.7%（2018年1月1日時点）
支給開始年齢	65歳 2020年までに66歳，2028年までに67歳への引上げを予定	65歳 2012年から2029年にかけて，65歳から67歳へ段階的に引上げ（注8）。
加入期間	国家年金：10年以上	5年以上
国庫負担	原則なし（最低所得保障制度はある）	保険料引上げ率に応じて自動的に改定。水準は、2017年で総収入の23.1%
繰り上げ（早期）支給制度	なし	長期加入者（35年間以上加入）は63歳から早期受給可能
年金受給中の就労	在職していても年金額の減額はなし	通常の年金支給開始年齢に至る前に老齢年金（一部受給する場合を除く）を受給する者は、年金減額なく年間6300ユーロまでの追加報酬を得ることができる。通常の年金支給開始年齢に達した者については、追加報酬限度額を考慮する必要なく、満額受給できる

- 注 5) 加入義務が免除されている16歳以上の者や外国在住ドイツ人については、通常の支給開始年齢等まで任意加入が可能。  
 6) 農業従事者については「農業従事者社会保障制度」により、年金・医療・介護について別途提供。  
 7) 被用者の賃金が月450ユーロ以下の場合、申請により加入義務の免除を受けることが可能。  
 8) 2018年1月時点（1953年生まれ）で、65歳7か月。

## 第9-8表 公的年金等制度（続き）

Table 9-8: Public pension schemes (cont.)

フランス	
制度体系	<p>（強制加入部分は原則として）2階建て</p>
対象者	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能（無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付 Minimum Vieillesseに頼ることができる）
保険料率	以下は一般制度の1階部分の保険料率（2019年1月1日より） 被用者は、40524ユーロ／年までの給与に対して6.90％，全給与に対して0.40％ 使用者は、40524ユーロ／年までの給与に対して8.55％，全給与に対して1.90％
支給開始年齢	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2017年には62歳へとなることが決定されている。満額受給開始年齢は、1953年生まれの場合、61歳2か月、1954年生まれの場合、61歳7か月、1955年生まれの場合、62歳（2017年1月1日から）である（2010年の公的年金制度改革による）。また、満額受給に必要な保険料拠出期間は、年齢により異なるが、40～43年間
加入期間	3か月以上
国庫負担	財源の64.2％（2011年、以降同じ）は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填（財源の1.1％）、不動産収入などに賦課される租税（同10.1％）、高齢連帯基金による拠出（同18.8％、同基金の財源の大部分は一般福祉税）など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある
繰上げ（早期）支給制度	職業活動を17歳以前で開始し、満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能（長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された）
年金受給中の就労	65歳以上の労働者と完全年金（フルペンション）の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を満額受給できる（2009年1月1日から）。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退（年金支給開始）直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者（非賃金労働者）として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である

出典：日本：厚生労働省，日本年金機構ウェブサイト，アメリカ：社会保障庁ウェブサイト，イギリス：Gov.uk等ウェブサイト，ドイツ：企業年金連合会（2008.12）「企業年金に関する基礎資料」，労働社会省(BMAS)，公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.31 No.1」，ドイツ年金保険庁ウェブサイト，厚生労働省「2016年海外情勢報告」，フランス：CNAV年次報告書，URSSAF，政府公共サービス，国立統計経済研究所(Insee)，年金改革に関する政府ウェブサイト